

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 蒼生会

第1条（趣旨）

この規程は、社会福祉法人蒼生会の役員等に対する報酬等の支給について定めることを目的とする。

第2条（定義）

この規程において、役員とは定款第5条に規定する評議員及び第16条に定める役員をいう。

第3条（報酬等の額）

役員等に支給する源泉所得税控除後の報酬等の額は、次のとおりとする。

（1）役員報酬

監事監査	10,000円
理事会	5,000円
評議員会	5,000円
入札立会など	5,000円
	各出席の都度

（2）決議省略の場合

2,500円

第4条（報酬等の支給方法）

報酬等の支給は、役員会等に出席した場合に、その都度支給するものとする。
但し、理事会、評議員会が同日開催の場合は、その額を1回の出席分とする。

第5条（委任）

この規程の施行について、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行し、平成16年6月1日から適用する。
この規程は、平成24年4月1日から施行し、平成24年の役員会から適用する。
この規程は、平成29年10月3日から施行し、平成29年の役員会から適用する。
この規程は、平成30年1月23日から施行し、平成30年の役員会から適用する。
この規程は、令和2年3月12日から施行し、令和2年の役員会から適用する。
この規程は、令和3年1月1日から施行する。